○厚生労働省告示第四十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

第二に次の一号を加える。

九十　有床義歯補綴治療における総合的咬合・咀嚼機能検査

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

咀嚼機能の回復のために有床義歯補綴が必要な歯の欠損

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　補綴歯科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　歯科を標榜していること。

②　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

○厚生労働省告示第四十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十七条第二項の規定に基づき、昭和五十六年厚生省告示第三十二号（健康保険法施行令第六十七条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める率を定める件）の全部を次のとおり改正し、平成二十三年三月一日（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第四項に規定する任意継続被保険者については、同年四月一日）から適用する。

平成二十三年三月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

健康保険法施行令第六十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本調整保険料率は、千分の一・三とする。

○農林水産省告示第四百八十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表群馬県の項中「館林市農業協同組合」を「邑楽館林農業協同組合」に改め、「碓氷安中農業協同組合」を削り、「新田郡農業協同組合」を「新田みどり農業協同組合」に改め、「西邑楽農業協同組合」を削り、同表島根県の項中「大田市酪農業協同組合」を削り、同表福岡県の項中「みい農業協同組合」を削り、同表長崎県の項中「長崎県開拓農業協同組合」を「開拓ながさき農業協同組合」に改める。

○農林水産省告示第四百八十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百十五条第一項第二号及び第二項、第百十六条第一項ただし書（同法第百二十五条第三項及び第百四十一条の七第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第百五十条の五の十第一項の規定に基づき、同法第百十五条第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙、共済掛金割引標準率乙及び農林水産大臣の定める率、同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙、同法第百十六条第一項ただし書の農林水産大臣が定める金額並びに同法第百五十条の五の十第一項の農林水産大臣の定める額を次のように定める。

平成二十三年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　平成二十年二月二十五日農林水産省告示第二百七十一号（農業災害補償法の規定に基づき、家畜共済の共済掛金標準率等を定める件）は、廃止する。

3　この告示は、平成二十三年四月一日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係に適用するものとし、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百八十九号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種登録出願の番号及び年月日	出願公表年月日	変更前の出願品種の名称	変更後の出願品種の名称
第21584号 平成19年10月19日	平成20年1月15日	黄夏	きなつ
第22566号 平成20年5月15日	平成20年8月5日	さつまあさひ	さつまさんさん
第22611号 平成20年6月3日	平成20年8月26日	VICTRIA FALLS	VICTORIA FALLS
第23207号 平成20年12月1日	平成21年2月23日	月のしずく	つきのうさぎ
第23390号 平成21年1月20日	平成21年4月6日	ピーチシュガー	ピーチサザンキャンドル
第24759号 平成22年3月31日	平成22年6月14日	しゅういこい	秀いかさ

○農林水産省告示第四百九十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年十一月三十日　第八十六号

二　登録認定機関の名称及び住所

特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会　高知県四万十市入田三千三百十三番地二

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

(2)　認定を行う事業所の所在地

高知県四万十市入田三千三百十三番地二